

### 施設等利用給付認定申請書

(宛先) 南魚沼市長

**【申請にあたり同意いただく事項】**

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の1第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

申請者	フリガナ		申請子ども	フリガナ	
	氏名			氏名	
	生年月日	年 月 日		生年月日	年 月 日
現住所	〒 -		子どもとの続柄	日中の連絡先(電話番号)	
1月1日時点の住所※	〒 -		父・母 その他( )	①	- - 【自宅・父・母・( )】
				②	- - 【自宅・父・母・( )】
				③	- - 【自宅・父・母・( )】

※現住所と異なる場合は記入して下さい。  
1～8月に認定希望の場合は前年1月1日時点での住所を、9～12月に認定希望の場合は当年1月1日時点での住所を記入して下さい。

認定希望日 (施設利用開始日)	年 月 日	利用希望施設	
認定種別	<input type="checkbox"/> 認定希望日時点で3歳児から5歳児で保育の必要性があるお子さん(第2号認定) <input type="checkbox"/> 認定希望日時点で0歳児から2歳児の市民税非課税世帯で保育の必要性があるお子さん(第3号認定)		
保育を必要とする理由	該当する□にレ点を付けて下さい。 父・母・その他( ) □ 就労 □ 妊娠出産 □ 疾病障害 □ 介護看護 □ 災害復旧 □ 求職活動 □ 就学 □ 育児休業 □ 虐待DV □ その他( ) 父・母・その他( ) □ 就労 □ 妊娠出産 □ 疾病障害 □ 介護看護 □ 災害復旧 □ 求職活動 □ 就学 □ 育児休業 □ 虐待DV □ その他( )		

同居者を全員記入して下さい。

(生計の申請子どもの番号に○を付けて下さい)	フリガナ	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は障害者手帳
	氏名				
1			大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
2			大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
3			大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
4			大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
5			大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
6			大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
7			大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有

<必ず裏面も記入して下さい>

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: - -	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: - -	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: - -	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: - -	年 月 日

添付書類（以下の中から該当する書類を添付してください）

保育の必要な事由	添付書類	備考
月120時間以上の就労 (就労形態は問わない) 月64時間以上120時間未満の就労	就労証明書	一時預かりで対応可能な短時間(64h/月未満)の就労は除く
妊娠・出産	母子手帳の写し	産前6週(多胎の場合は14週)を含む月初日から産後8週目を含む月末まで
保護者の疾病・障がい 同居親族の介護・看護	診断書または手帳等の写し	保護者が主に介護・看護に携わっていること
災害復旧	り災証明書等	
求職活動(起業準備を含む)	ハローワークカードの写し又は求職活動等状況申立書	90日を経過する日が属する月末まで(続けて求職活動の認定を受けることはできません)
月120時間以上の就学(職業訓練校等における職業訓練を含む。) 月120時間未満の就学	在学証明書	原則として卒業又は退学するまでの期間
虐待、DVや重度障害による措置(特別な配慮)が必要であること 保護者の資質等により適切な家庭保育環境が確保されないと判断され、支援が必要であること	調査書	まずは児童相談所、子育て支援課、保健師等にご相談ください。 育児に関する検診・面談等が義務付けられます。対象となる家庭へは、子育て支援課及び保健師等から声をかけさせていただきます。
育児休業中に、既に保育を利用している子どもの継続利用が必要であること	就労証明書	育児休業の対象の子どもが1歳になった日が属する年度末まで
その他、前記に類する状態として市長が認めること	市長が指定する書類	